

Title	J.S.ミルにおける市民の陶冶と公的参加
Author(s)	櫻本, 直樹
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 42 P.33-P.48
Issue Date	2008-12-25
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/7816
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

J.S.ミルにおける市民の陶冶と公的参加

榎 本 直 樹

はじめに

「多数者の専制」に対する憂慮に見られるように、ジョン・スチュアート・ミルの『自由論』には、当時の市民社会の現状に対する悲観的な空気が至る所に漂っている。ミルは、そうした市民社会を構成する成員の知的道徳的状况を改善することなしに、ミルの考える自由な社会の存立は難しいと考えていた。それゆえミルは『自由論』で個人の自由（「市民的ないし社会的自由」）の必要性を訴えた。しかしながら、ミルはそれのみで自由な社会が存立可能だと考えたわけではない。『代議制統治論』（以下、『統治論』）において、ミルは善き統治形態の基準や条件について考察する中で公的領域における自由に触れ、市民が政治や公的な事柄に積極的に参加することの必要性を強調している。これら二つの著作から読みとれるのは、ミルの社会・政治に関する言説においては、自由の担い手、あるいは社会、制度の担い手としての市民がどのような存在なのかということが大きな意味をもつということである。

それゆえ、本稿では、その「市民」に注目し、ミルが市民に対して何を求め、何を期待したのか、そしてそもそもミルの理想とする市民とはいかなる存在なのか、を明らかにする。

市民と政治的自由

その問題を考えるにあたって、まずは市民にとってどのような自由が問題になってくるのかを考える。ミルは『自由論』において、危害原理を提

示ることによって、生活および行為を個人的領域（自分にのみかかわる部分）と社会的領域（他人にかかわる部分）とに分け、他人に対する危害がないということを条件に、個人の自由（強制からの自由）が認められなければならないと主張した。つまり純粋に個人にのみかかわる事柄の決定については、個人は主権者であり、他人（社会）がそれに干渉することは認められない。では市民についてはどうだろうか。市民が政治に参加するという営みは、それが他人とのかかわりを含む営みである以上、（定義上）個人の自由の問題ではない。つまり、それは社会的領域の問題であり、それゆえ、社会に対する責任ないし義務という問題が発生する。

生活のうち、個人には個人が主として関係する部分が属すべきであり、社会には社会が主として関係する部分が属すべきである。…社会の保護を受けているすべての人は、その恩恵に当然報いなければならないし、また社会の中で生活しているという事実は、各人が他の人々に対して、ある一定の行為の原則を守るべきことを不可避とする。

この行為とは、第一に、相互の利益を、…侵害しないことである。そして第二に、社会あるいはその成員を危害や妨害から護るために必要な労働と犠牲の分担を〔・・・〕各人が引き受けることである（OL276）

このようにミルによれば、市民には、社会の中で生活しているという事実を根拠として一定の義務が伴うとされる。ただ、市民が単に義務を担うだけの存在かというところではない。ミルの考える自由な社会にとって、個人の自由が保証されるだけでは不十分であり、さらに社会的領域における自由、つまり政治ないし公的生活の文脈における自由（以下、政治的自由¹⁾）を問題にする必要がある。この自由について、ミルは『統治論』の中で次のように言っている。

人間が、自分は自然の必然性あるいは社会の命令以外の外的抑制のもとにおかれていないと感じているところでは、人間の諸能力の状態は非常に異なっている。その社会の命令というのは、それらを課するのにかれが参加し、また、もしそれらが悪いと思えば、公然とそれに反対し、みずから活発に変更に努力することが、かれにまかされているものである。…かれが対等の立場から出発し、自分の成功は、自分がその一員でない集団の感情と意向に与えうる印象に左右されると感じないでいいときには、その人の自助自存 self-help and self-reliance に大きなはげましがつけくわえられる (CRG411)

自然の必然性については後述するが、ミルによれば、市民は「社会の命令」つまり社会に対する義務に服す必要はあるが、それ以外の事柄においては社会的領域においても自由にふるまうことができ、そしてその義務についても、悪いと思うならば反対し、変更を要求することができる。つまり、自分ないし他人の利害にかかわる公的な決定に参加し、意見を表明する自由があり、その自由を行使し、享受できる（他人に対しそれを認め、他人からそれを認められる）ことが、同時にその人の自助自存にとって重要な意味をもつというのである。ただ、市民ということを考えるにあたって、社会的領域だけが問題になるのかということそうではない。ミルは『自由論』において、個人的領域においても、他人（社会）が説得、忠告、賞賛といった形でかかわりうることを認めている²⁾。市民を考えるためには、そうした形での社会とのかかわりも考慮する必要がある。ここまで便宜上、個人的領域と社会的領域とに分け議論をしてきたが、この線引きは市民を考える上ではさほど明確ではない。そもそも市民は社会的領域でふるまう時、つまり他人とのかかわりが生じた時にのみ市民となるのではなく、その領域を問わず市民であり、かつ個人である。つまり、市民を問題にするとい

うことは、そのままその人がどういう人かということが問われるのである。

市民の政治参加の意義

さて、これまで見たように、自他の利害にかかわる公的な決定にかかわるといふ形にせよ、これから見るように、公共的職務を引き受けるという形にせよ、ミルは市民が実際に政治に参加することが望ましいと考えている。ではなぜ参加することは望ましいのであろうか。ミルはこの点について『統治論』の3章で次のように言っている。

[知的部分に対してだけでなく] なお一層有益なことは、私人としての市民がまれにはあっても公共的職務に参加することによって与えられる教訓の道徳的な部分である。かれはそれに従事しているときに、かれ自身のではない諸利害を秤量すること、相争う主張がある場合にかれの私的な依怙臆戻ではない規則によって導かれること、また、共通善を存在理由とする原理や原則をつねに適用すること、を求められる。そして、かれは、かれ自身の精神よりもこれらの観念や作業に精通した精神をもった人びとが、同じ仕事の中でかれと結びついていることを、知るのがふつうであり、…、自らを公共の一人と感じるように、またかれらの利害はなんでも自分の利害だと感じるようにされる。このような公共精神の学校が存在しないところでは、社会的地位の高くない私人たちが、法律に従い統治に服従することの他に、何らかの義務を社会に負うという感覚は、ほとんど何も抱かれないのである。そこには公共への同一化という非利己的な感情がない。…その人は決して、どんな集合的利害についても、他人と協同して追求されるべきどんな目的についても思考することなく、かれらと競争して、ある程度かれらを犠牲にして追求されるべきものしか、思考しな

いのである（CRG412、括弧内補足は引用者による）

このように、ミルは公的参加を「公共精神の学校」に喩え、その教育機能のもつ道徳的利益を強調する³⁾。この議論におけるミルの前提は、人びとがもつ私的利害追求の傾向である。ここで「私人としての市民」として表現しているのはイギリスの下層中産階級、すなわち当時社会的にも政治的にも力を持ち始めた（あるいは持ち始めようとしている）ふつうの人びとであるが、そうした人びとの状態について「あらゆる重要な実際的問題について、情報もなく利害関心のないまま」（CRG400）か、私的労働に従事し、私的利害に縛られた思考と感情の枠組みから抜け出せていない、とミルは考えている。それゆえ、アテナイの人民裁判官や人民会議などの慣行を例に、彼らに公的義務を課すことが必要だと考えたのである。では、そうした「学校」で「生徒」としての市民はそこで何を学ぶのだろうか。まず一つ目は、他人と協同で何かを行うことである。ミルは公共的な仕事をこなす中で自分よりも優れた人と接触すること、そしてそれが与える恩恵を強調している。また二つ目として、他人や社会のことを考えることである。市民は公共のために為すべきことを通して、私的な利害でなく他人の利害を、そして他人と共有する善について考えることを学ぶのである。ただ、ミルはここで、課された公的義務に服従するだけの人びとを考えているのではない。ミルが政治や公的参加のもつ教育機能、あるいは公的義務を課すことから引き出そうとしているものは、市民の自発的、積極的な参加である。ミルが当時の社会、そして「私人としての市民」の特徴にみるのは「受動的な性格」（＝「害悪に忍従する性格」「境遇に屈服する性格」）であり、そしてその蔓延であった。しかし、その流れに対抗するためにもミルが必要だと考えたのは「活動的な性格」（＝「害悪と闘う性格」「境遇を自己に従わせるように努力する性格」）であった（CRG406-7）。では、

そのような性格、そして市民の自発性はどのようにして獲得されるのか。これに対しミルは「感情を養うのは行為である」(CRG401)と答える。つまりミルにとって重要なのは、市民がまずは実際に参加するということである。それゆえ、政治あるいは公的参加を義務として要求し、またその義務を担うためにも政治的自由が認められなければならないと考えたのである。では、市民に対して求められる義務は参加することだけなのだろうか。

市民としての義務

この市民に課された参加以外の義務について考えるために、自由の行使に付随する別の側面、つまり他人に対する権力の行使という側面に注目する。ミルは『統治論』のなかで「選挙権」を例に、次のように言っている。

権利という観念をどのようなやり方で定義あるいは理解しても、いかなる人物も、他の人々を支配する権利（法的な意味を除いて）をもつことはできない。かれがもつことを許されるそのような力はすべて、道徳的には、言葉のもっとも強い意味で信託 trust なのである。しかし、選挙人としてであれ代表としてであれ、政治的な機能の行使はどんなものでも、他人を支配する力である (CRG488)

かれの投票は、かれの選択にまかされているのではなく、…かれの個人的願望とは何も関わりがない。それは厳格に義務 duty の問題であって、かれは、公共の善に関する自分の最善で、最も良心的な見解に従って、投票することを義務づけられている。…投票者は、自分の個人的利得ではなく公共の利害を考慮しなければならず、自分がただ一人の投票者で、選挙が自分一人によって決まる場合に、そうしなければならないのと全く同様に、最善の判断力をもって投票しなければならない

いという絶対的な道徳的責任をもっている（CRG489-90）

つまり、これらの言及によると、投票という形での自由（公的決定にかかわる自由）の行使は、他人を支配する力として働くという側面をもつ。そして、誰も他人を支配する権力をそもそも持たないがゆえに、そうした権力は一定の条件（公共の利害を考慮すること）のもとに、信託としてその人に付与されるという。こうした主張から考えると、市民には、そうして付与された信託に応える義務が伴うと言えるであろう。さらに、そのような形での自由の行使は、同時に個人的利得ではなく公共の利害を考慮し行為することを要求している。つまり「学校」に関する引用でもとりあげたように、政治あるいは公的参加のもつ教育機能によって身につけさせようとした公共精神を陶冶することを、ミルは市民に対して義務として要求している⁴⁾、と考えられる。この点については、『自由論』の中で、市民が公共的な動機から行動し、お互いを結びつけるような目的によって、自己の行動を導くような習慣と能力がなければ、「自由な政体の運営も維持も不可能である」と言っている（OL305）ことから伺える。このように考えると、ミルは市民に対して、さまざまな厳しい義務を課していると言える。

ただ、ミルはそうした義務を市民が遂行しないからといって即その義務を市民に対して強制しなければならない、とは考えていないように思える。例えば『自由論』の中で、徳の育成に関して教育の任務についてふれ「強制によるだけでなく確信を抱かせることによってその効果をあげる」（OL277）と述べている。つまり、一方的に義務を押しつけるのではなく、社会の側では義務を義務として要求しつつ、市民各人がその義務を理解し、引き受け、自ら公共精神を陶冶していく、そういうプロセスにミルは期待しているように思える。この点は、先述の市民の自発的な参加

ということとも関連する。つまり、ミルが考える自由な社会にとって公共精神が不可欠であるが、市民を考える上でミルの考えの核心にあるのは、公的参加を通して市民が[・][・][・]変わるということである⁵⁾。

では、どのように変わるのか。ミルによれば、市民が身につけることが望ましい公共精神の中心にあるのは、先述した「公共への同一化という非利己的な感情」である。この感情を言い換えると「他人の幸福を自己の目的とする感情」(OL266)である⁶⁾。ミルがどのような市民を考えているのかということを考えるには、この非利己的な感情から行為する存在へと自ら陶冶するという側面を考慮する必要があるだろう。ただ、ミルにこの陶冶を強制する意図がないとすると、そして行為(=参加)がこの感情を養うのだとすると、結局はその人の資質に訴えるということにならないだろうか。また、そういう存在へと陶冶することはそもそも可能なのだろうか。

市民の陶冶

実際、ミルはさまざまところで人間の資質ということに言及している。

人が何をするかということのみならず、それをするのがどのような人々なのかということも真に重要なのである(OL263)

あらゆる意味におけるすぐれた統治は、どういう原因と条件によってきまるものであるかと自問するならば、それらのうちでもっとも主要なもの、…は、その統治が行使される社会を構成する、人間の資質 the qualities であることがわかる(CRG389)

ミルは政治制度(そして社会も)が、人間によってつくられた(つくられる)ものである限り、善くも悪くもなり、そしてその善し悪しはそれに参加する人の資質にかかってくると考えている。ミルが積極的に参加を呼び

かける理由もここにある。ミルがこの資質ということで考えているのは、知的、実践的、道徳的資質である。ただ、これらの資質をどのように高めていくのかということを考えて、外的な制度や他人とのかかわりという側面があるにせよ、参加する人が自ら陶冶することによって、という側面を無視することができないと思われる。

さて、ミルが自己陶冶の必要性を認識したのは、周知の通り、彼が20歳の時に経験した「精神の危機」を克服する過程においてであり⁷⁾、そして、ミルが市民に身につけさせようとした公共精神の核にある「非利己的な感情から行為する」ということが人間にとって可能だという確信を得たのもこの経験を乗り越えた結果としてであった。この経験より得たものの一つ目は、ベンサム功利主義、とりわけそれが前提とする人間観の狭隘さに対する気づきである。ミルによれば、ベンサムがその哲学の出発点としているのは「人間の行動は快樂と苦痛によって全く決定されている」ということにあるが、この「快樂と苦痛によって」ということで意味されているのは「*予想される in prospect*」「行為の*結果 consequences*として期待される」快樂と苦痛であって、「行為に先立つ *precedes*」快樂と苦痛から人間が行為しようという側面が見落とされているという。ミルはこの点について、もし人間が行為に先立つ快樂と苦痛から行為しようということがありえないならば「人間が真に有徳であることはできないことになってしまう」と言っている(RBP12)。ミルはベンサムが「人間が精神的完成を一つの目標として追求できる存在であることを、…みずから立てた卓越性の基準に自分の性格を合致させることを、純粹にそのこと自体のために望むことができる存在であることを少しも認めていない」(B95)として批判する。ミルによれば、道徳は二つの部分からなり(B98)、外面的な行為を規制する部分だけでなく、人間が自分自身で感情や意志を訓練する「自己教育」という部分がある。ベンサムは前者しか問題にしなかったが、

ミルは後者を「感情の陶冶」として把握し、人間が非利己的な動機から行為する性格を自分自身で形成できるということ、そしてそれへ主体的にかかわりうることに期待したのであった。ただ、この期待が根拠をもつかどうかという点で、二つ目の問題、すなわち「哲学的必然性の理論」に伴う不安を乗り越える必要性に迫られたのである。

ミルが悩まされた不安とは、自分が先行する環境に支配されている無力な奴隷なのではないか（AB175）というものであった。この不安の背景にはオーウェン主義の主張する宿命論があり、それに対する批判を『論理学体系』第6巻第2章「自由と必然とについて」（SL836-48）で展開している。

ミルは、因果法則が人間の諸行為にもあてはまり、その意味で人間の行為が必然的であるということを認める必然論とこれを認めない自由意志説を比較し、自らの立場が必然論にあるという。しかし、この必然論は、表現ないし理解のされ方において一般的に誤解されているという。そしてミルはこの誤解された必然論を「宿命論」と呼び、自らの立場、すなわち「真の必然論」から区別をする。この「宿命論」の典型がオーウェン主義の環境決定論である。それは、すべての人間の欲求や行為は性格によって、その性格はそれに先行する環境によって決定されるので、人間は為すことに対して責任をもつことはできず、主体的にかかわることもできないと主張する。もしそうならば、ミルの性格形成への、そして人間のそれへの主体的なかかわりに対する期待は無意味なものになってしまう。ミルは行為と性格、環境との関係は認めつつも、こうした決定論的な考え方を退ける。ミルによれば、この「必然性」とは、因果関係における、単なる「継起の斉一性」を意味するにすぎない。つまり、ある原因は対抗する原因がない限り、常に特定の結果をもたらすということの意味するにすぎず、そこに人間の関与を認めないというものではない、というのである。

彼の性格は、彼の環境〔…〕によって形成される。しかし特定の形で性格を形成しようとするかれ自身の欲求も、それらの環境の一つであり、その影響はけっして最小のものではない。…もし意志するならば *if we will*、自分自身の性格を形成することができるのである (SL840)

しかしながら、この(性格形成の)意志もまた外的な原因を必要とするのではないか。ミルはこのことを認めつつ、内的な経験から生じる、性格形成を促す願望がその力になるという。つまり、それは「われわれの経験、すなわちわれわれがすでにもっていた性格の苦痛を伴う結果を経験すること、または偶然に呼び起こされた感嘆、または熱望の強い感情」(SL841)から生じるというのである。宿命論はこの点を見落とすだけでなく、人間がそういう力をもたない、もつだけ無駄だという感情を与えることで、そうした願望の形成を阻害することにおいて誤っている。ミルは内的経験から生じる願望を根拠として、われわれが「もし願望するならば *if we wish*、われわれは自分自身の性格を修正できる、という感情(道徳的自由の感情)」(SL841)、すなわち性格形成の意志をもつと主張するのである。

こうしてミルは、人間が因果性(最初の方で留保した自然の必然性)に拘束されながらも、自らの性格から行為する主体へ、そして望ましいと自らが考える性格へと自己陶冶しうる存在であるという確信を得たと言える。そして、このようにミルが「危機」を通して獲得した二つの考え方は後期の思索にまで影響している。例えば、ミルは『統治論』の中で「学校は、学生と共に教師をも前提としているのであり、その授業が有効かどうかは、それが劣等な精神を優秀な精神と接触させるかどうか、大いに依存する」(CRG539)と言っている。また先の参加の教育的機能についての言及においても、すでにもっていた性格の苦痛を伴う結果を経験することから生じる性格形成の意志が念頭にあったと言えるように思われる。この場合、

優秀な人物と接触することによって、劣等な精神の持ち主が、現に持っている性格に苦痛を感じ、よりよい性格へと陶冶しようとする、つまり、市民の変化に期待をよせている。ただ、仮にその人が自己陶冶をしたとしても、社会にとってよりよい方向に陶冶するという保証があるわけではない。それゆえ、ミルは道徳の二つの側面を強調しているのである。ミルが政治参加あるいは公的参加を義務づけし、公共精神の陶冶を主張したのもこの点にかかっている。他人とのかかわりを通して公共精神を身につけ、個々人が非利己的な感情、すなわち他人の幸福を自己の目的とする感情から行為することが重要なのである。

ただ、このように書くと、やはりミルは優秀な人になることが望ましく、利他性を身につけた人びとだけを市民として考えているのではないか、またエリート主義ではないのか、という批判が出るようにも思われる。

市民の基準

ミルが「市民」と呼ぶ時に、その基準として何があるのか。確かに、ミルは公共精神を身につけた人が市民として望ましいと考えているだろう。ただ、よりよい市民の条件としてそれを要求してはいるが、いまだ公共精神をもつにいたっていない人々を市民でないとして排除しているわけではない、と思われる。『統治論』において、「それ〔政治機構〕は人々によって、しかもふつうの人びとによって、まずつくられるのと同様に、かれらによって動かされなければならない」（CRG376、補足強調は引用者による）とミルは言っており、また「私人としての市民」という表現も使用していた。これらの人びとは、当時社会的に力をもっていた中産階級、そして当時統治への参加から排除されていた労働者階級を指している。つまりミルは、そうした人びともを含めた政治参加の教育機能、すなわち公共精神の陶冶を問題としているのである。では、彼らに何が求められているの

だろうか。ミルは『統治論』の中で、代議制統治を支える三つの根本条件を提示している（CRG376）。そこではその統治形態を受け入れようとしていること、その保持に必要なこと、そしてそれが彼らに課す義務を履行し、職務を果たすことを、すすんでしようとし、そうする能力を求めている（強調は引用者による）。

ミルは至る所で活動的な、あるいは精力的な性格が望ましいことについて言及している。例えば『自由論』では「精力的な性格は、怠惰で無感覚な性格よりもつねに多くの善を生みだしうる。自然な感情をもっとも多くもつ人々は、つねに、その陶冶された感情がもっとも強烈なものになされる人々である」（OL263）と言っている。ミルは欲求や衝動を人間性の素材として認め、社会はそれらを拒否してはならないと言う。ただ、単にその欲求や衝動に突き動かされているだけでは受動的な存在にすぎない。その点については「欲求と衝動が自分自身のものである人、自分自身の陶冶によって発展させられ、修正されたものとしての本性のあらわれが、かれ自身の欲求と衝動になっている人は、性格をもつといわれる」（OL264）と言っている。この点は先に触れた性格形成の問題であって、ミルは欲求や衝動に突き動かされている存在から、性格をもつに至った段階、そこで意志を問題としている。つまり、その段階において、何かをしようと思志すること、すなわち意志の自発性を市民の基準として考えているのである。この意志の自発性の段階は、『自由論』における、危害原理の主張と重ね合わせるならば、当時のイギリス国民であればすでに到達している段階である、とミルは言っている⁸⁾。ただ、ミルの多数者の専制やそれにとりもなう受動的性格の蔓延に対する憂慮からも明らかなように、問題は意志だけでなく、その素材としての欲求や衝動すらも生じにくくなっているという事態であった。その中で埋もれた市民の陶冶の可能性を、一方で社会的自由の領域で確保し、他方で政治的自由の領域で、他者とのかわりを

通して、また義務を課すことを通して掘り起こし、のばそうとしたのだ⁹⁾、と言える。ミルにとって市民の問題とは、そういう問題でもあった。

おわりに

これまで市民をめぐるミルの議論に注目してきたが、その中心にあるのは参加を通した公共精神の陶冶という考えであった。ミルの理想とする市民は公共精神を身につけており、公共精神はミルの考える自由な社会にとって不可欠なものであった。ただミルはそうした理想をただ押しつけようとしたのではなく、一方で自由を保証し、他方で義務を課すことによって、市民が自ら陶冶によって公共精神を身につけるプロセスに期待している。その期待を支えているのは、市民が参加によって[・][・][・][・]変わりうるというミルの確信であった。ミルによれば、実際に身につくかどうかは参加してみないとわからないということになるのだろう。しかしながら「感情を養うのは行為である」。公共精神を備えた市民は参加によって生み出されるのである。

注

ミルの著作からの引用はトロント大学版全集から行い、以下の略記号と頁数によって示す。尚、日本語訳は次のものを参照したが、一部訳を変えた。

OL = *On Liberty* CRG = *Considerations on Representative Government*

SL = *A System of Logic* AB = *Autobiography*

RBP = *Remarks on Bentham's Philosophy* B = Bentham

関嘉彦編『世界の名著 49 ベンサム／J.S. ミル』（中央公論社 1979）、水田洋訳『代議制統治論』（岩波文庫 1997）、大関将一訳『論理学体系 6』（春秋社 1959）、山下重一訳『評注ミル自伝』（御茶の水書房 2003）、杉原四郎編『J.S. ミル初期著作集』 2, 3 巻（御茶の水書房 1980）

- 1) 「政治的自由」の語についてであるが、ミルは少なくとも『統治論』のなかで使用していないが、多くの2次文献においては「政治的自由」の問題として論じられている。
- 2) 関口氏はこの領域に「準公的」という語をあてている。
関口正司「ミルの政治思想-『自由論』と『代議政治論』を中心に」(『J.S.ミル研究』御茶の水書房1992所収)
- 3) ミルの教育哲学に注目するDonnerも、この政治参加のもつ道徳的利益がミルの絶えず繰り返すテーマであるとして強調している。
W.Donner, John Stuart Mill on Education and Democracy, in N. Urbinati and A. Zakaras ed., *J.S. Mill's Political Thought*, Cambridge 2007
- 4) この二つの義務については関口正司『自由と陶冶-J.S.ミルとマス・デモクラシー』(みすず書房1989)第5章2節を参照した。
- 5) Zakarasは、ある論文の中で、ミルをラディカルな民主主義者として解釈する人たちにとって、この公的参加のもつ変化の効果が、ミルの民主主義理論の核心にあると指摘している。ただ、Zakaras自身は、ミルが参加のもつ恩恵について懐疑的であったという立場をとっている。この点については今後検討する。
A. Zakaras, John Stuart Mill, Individuality, and Participatory Democracy, in *Ibid.*
- 6) もちろんこの言い換えがきちんと理解できるためには、ミルが『功利主義論』3章で論じたサンクションの問題、また利他性の根拠としての「同胞と一体化したいという欲求」を論じる必要があるだろう。ただ、今回は紙幅のこともあり、「公益と私益の一致」という点については取り上げることができなかった。
- 7) 「精神の危機」についてはAB:Ch5を参照。
- 8) ミルは危害原理を提示した後で次のように言っている。
「しかし、人類が、自分の確信や他人の説得に導かれて、彼ら自身の改善に歩みうるようになるやいなや(これは、われわれがここで考慮する必要のあるすべての国民の場合には、ずっと以前に到達している段階であるが)強制は、・・・ただ他の人々の安全のためにのみ正当化されるのである」(OL224)
- 9) 意志の自発性と政治的自由の関係については、小田川大典「J.S.ミルにおけるリベラリズムと共和主義」『政治思想研究』第3号(政治思想学会2003)を参照した。

(大学院博士後期課程学生)

SUMMARY

J.S.Mill on Citizen's Cultivation and Public Participation

Naoki KASHIMOTO

In this article, we focus on the concept of 'citizen' in Mill's discourses on society and politics. As what kind of entity did he see a citizen?

In *Consideration on Representative Government*, Mill discussed political liberty and wanted citizens to participate actively in political and public affairs. He describes public participation as 'school of public spirit', emphasizing the moral benefits of its educational function. According to him, citizens have the opportunity of public participation on the one hand and public duty to participate on the other. Citizens have many other duties as well, including that of cultivation of public spirit, to others and society. Mill, however, expects each citizen to cultivate such a spirit by self-cultivation, instead of trying to impose it on him.

As for the possibility of citizen's self-cultivation, Mill discusses in *A System of Logic* (VI-II) the problem of spontaneity of the will, which he regards there as the standard of citizens, in the hope that participation transforms citizens into something better. It is this potential of citizens for transformation, which is the heart of Mill's view on citizens.

So we can conclude that, in Mill's view, citizens culture public spirit, the essential component of liberal society, mainly through public participation.

キーワード: 市民, 参加, 政治的自由, 自己陶冶, 公共精神